

Female Students at the Kyoto Prefectural School of Painting—the Kyoto City Technical School of Art

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田島, 達也, Tajima, Tatsuya メールアドレス: 所属:
URL	https://kcua.repo.nii.ac.jp/records/394

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



京都府画学校～京都市立美術工芸学校の女子生徒

Female Students at the Kyoto Prefectural School of Painting—the Kyoto City Technical School of Art

Tatsuya Tajima 田島 達也

十三の年に小学校を卒業し、翌年十四歳の春、京都府立画学校へ入学しました。

明治二十一年のことです。女が絵の学校へはいるなんて、と言って叔父がさかんに母を責めました。しかし母は、

「つうさんの好きな道やもん」

と言って受けつけなかったのです。

当時、校舎は今の京都ホテルのところにありまして、その周囲はひろい空地で、いちめに花畠になっていました。

上村松園「画学校時代」『青眉抄』¹

日本画家で、女性初の文化勲章にも輝いた上村松園(1875-1949)は、京都市立芸術大学(以下本学)の前身である京都府画学校に通っていたことから、本学のゆかりの著名人としてしばしば紹介される²。上の文章では明治21年(1888)入学とあるが、『青眉抄』の年譜やそのほかの書籍でも明治20年(1887)年入学としてある。明治21年は松園が画学校を退学した年であったので、松園自身の記す数字はそれと混同しているようだ。

松園が入学した京都府画学校は、明治13年(1880)に創立し、その後、同21年(1888)に京都市画学校、同23年(1890)に京都市美術学校、同26年(1893)に京都市美術工芸学校、同33年(1900)に京都市立美術工芸学校と名称を変えていく。明治42年(1909)にはその上級学校として京都市立絵画専門学校が併設され、今日の大学につながっていく。公立の美術学校としては最も歴史が古い。その学校に女性である上村松園が入学し、1年足らずとはいえ在学していたことは興味深い。松園自身も書いているように、「女が絵の学校に入る」ことは珍しかったからである。同時にそれはこの画学校が女性でも入学できる制度を持っていたということでもある。

『百年史』等から得られる情報

松園が在学していたことから、京都府画学校は男女共学の学校であったことは明らかだが、明治42年設置の京都市立絵画専門学校の入学者は男子のみに限られており、共学になったのは戦後とされる³。では画学校の直接の後身、京都市(立)美術工芸学校は共学だったのか別学だったのか?実はこの問題はなかなか難しい。

まず、『百年史 京都市立芸術大学』⁴(以下『百年史』と略称する)に記される明治時代の卒業生⁵には、女性は1人の例外を除いて全くいない(その1人、耕山コウについては後述する)。画学校～美術工芸学校の卒業に要する年限は時期によって違い3～5年だが、そもそも満期まで在学する生徒は少ないのが実情だった。生活上の理由に加え、卒業という肩書が特に重視されなかったこともあるだろう。子供のうちから仕事をするのが当たり前だった明治時代では、小学校ですら学年が上がるにつれて在籍者が減っていた。女性が卒業まで残らなかったことも不思議ではない。

では卒業生ではなく在籍者はどのくらいいたのか。本学には京都市立絵画専門学校以降の学籍簿が所蔵されており、退学した者も知ることができる。しかしそれより前の画学校～京都市立美術工芸学校の分はない。『百年史』には断片的だが、明治13年から16年の「入退学及卒業生徒一覧」⁶という資料があり、これによると明治15年に女子の入学が1名あり、この期間を通じて女子在籍者は1名あったことが示されている。氏名の記載はない。なお16年時点での男子在籍者は60名である。

一方、入学規定などの資料は『百年史』に主要なものは収められている。また松尾芳樹「京都府画学校の校則」⁷では画学校時代の資料を原本から見直し、『百年史』に含まれない明治21年の「京都府画校規則」を紹介している

ので併せて検討する。まず最初の校則である「京都画学校規則」には、学歴や性別などの入学資格を記した項目は見あたらない⁸。それが明治21年の「京都府画学校規則」になると、入学資格として次の一文が見られる⁹。

第二十一条 普通画学科第一年級ニ入ルヘキ者ハ尋常小学校卒業若クハ之ニ相当スル学力ヲ有スル者トス

本科ニ遊学ヲ許スヘキ者ハ高等小学校四ヶ年ノ課程卒業ノ者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノトス

この時点で入学資格に尋常小学校卒業という学歴が加わったことがわかる。しかし性別についての記載はない。一方、興味深いのが同年10月の「服装内規」¹⁰である。ここには生徒の服装の日安が男女別に示されており、女子生徒の在学を想定していることが明確に読みとれる。この年は松園退学の年だが、彼女以降にも女子はいた。そのことは明治26年3月5日新校舎落成記念写真¹¹からもうかがわれる。生徒と教員が校舎前に集合しているこの写真の左下に、女生徒ではないかと思われる人物が4、5人写っている。ざっと見て生徒全体の1割未満ではあるが。

京都市美術学校と改称した後の「京都市美術学校規則」(明治27年6月26日)¹²には入学資格として次のようにある。

第十条 予備科ニ入学ヲ許スヘキ者ハ高等小学校第二年以上ノ課程修了ノ者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者トス

本科ニ入学ヲ許スヘキ者ハ高等小学校四ヶ年ノ課程卒業ノ者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者トス

学歴の条件が明治21年よりも上がっているなど、多少の変化はあるものの、性別についての規程はない。同様に明治32年9月に改正された「京都市美術工芸学校規則」¹³にも入学の規定内に性別の記述はない。その後も美術工芸学校の規定中には入学資格には性別を規定した項目がない状態が続き、『百年史』所収の資料では昭和13年に至って初めて入学資格に「男子」の文字が見える¹⁴。

しかし、明治32年の規定の中、入学に必要な書類の書式に注目すべき箇所がある。入学者の氏名等を記入する欄に「族籍、住所」と並んで、保証人との関係を示す肩書として「戸主又ハ某男弟」を書くべきことが示されている¹⁵。これは戸主またはそれに代わる責任ある人の名前を書き、その息子、または弟と書くようにとの指示である。つまりこの時点ではもう女子の入学者は想定されていないことがうかがわれる。

さらに明治41年の「美術工芸学校生徒心得ニ関スル細則」に制服が図入りで示されているが、それを見ると男子の制服しか示されておらず、女子はいないものとして扱われていたことが明らかである。

以上『百年史』から読みとれることは、明治二十年代までは女子が在籍したことが確認できるが明治三十年代には消滅した、ということである。しかし具体的にいついなくなったのかははっきりしない。

行政文書の調査 入学資格

次にこの学校を所轄していた行政側に残る記録を見てみよう。京都府立京都学・歴彩館には京都の学校を所轄していた京都府の簿冊が保存されている。この中には学校からのさまざまな報告や伺いが記録されている。ただ結論から言えば、ここにおいても女子入学に関する議論や見解が記された決定的な文書は見つからなかった。しかし女子の入学がなくなった時期はかなり絞り込むことができたので下記に記す。

まず注目されるのは明治28年の規則改正案である。これは7月22日に京都府から文部省に伺いを出し9月17日に認可された件の写しである。この改正は漆工科を新設するためのもので、改正の元となる資料として、改正前の「京都市美術学校規則」が添付されている。この「京都市美術学校規則」とは一枚物の印刷物で、入学者もしくは入学志願者向けに配布されたものと思われる。その印刷物自体に発行日は記されていないが、内容的には『百年史』所収の「京都市立美術学校規則(M27.6.26)」と同等のものである。ただし規則の条文後に『百年史』にはなかった必要書類の記載方法が記されている。その氏名欄は次のようになっている。

族籍住所

(戸主ニ非サレハ某男女某姉妹等)

氏 名 印

これはまさに後の明治32年改正規則で「某男弟」と男だけに変更された部分に相当する。明治28年の規則改正は追加すべき漆工科に関する条項だけしか記されていないので、学校全体の入学条件の変更はない。つまり明治28年度中にこの規定が作られたということは、少なくとも明治29年度は「某男女某姉妹」のまま、即ち女子の入学が可能になっていたということになる。

さらに調査を進めると、歴彩館の上野家文書のうちにも一つ印刷された「京都市美術工芸学校規則」¹⁶が見出された。体裁は明治28年で挙げたものとほぼ同じだが、必要書類書式の氏名欄の肩書が「某男某弟等」になっている。日付は明治31年4月4日¹⁷となっており、『百年史』所収明治32年改正「京都市美術工芸学校規則」より1年早い。

以上から女子の入学可能性がなくなるのは明治30年度から31年度の間ということになる。あくまでも書式凡例の記載の変化に過ぎないので、これを以て完全に女子に

対して門戸を閉ざしたと断言はできないものの「想定される入学者」からは外れたといえるだろう。

行政文書の調査 在籍者数

京都府の市立学校を管理していた京都府の簿冊の中には、生徒の在籍者数を表にして記した資料がいくつかある。今回現存していることが確認できたのは明治22年(1889)と明治27～31年(1894-1898)の分のみだった。

明治22年は3月末時点で女子の在籍数は3名、その後1カ月ごとに増減数だけが記される。11月末時点での差し引きは-2、すなわちこの年の暮れには女子は1名在籍ということになる。

明治27年は10月時点で、男子96名女子6名であった。明治28年は3月末で男子87名女子4名となっている。

明治29年度からは生徒数調査表という詳しい一覧表が毎月作られた。幸いなことに、入学規定の方面から女子が消えていくのとちょうど同じ時期の在籍状況を詳細に追うことができる。そこから必要事項を抜粋して一覧にしたのが表1「京都市美術工芸学校生徒数調査表 明治29～31年」である。かなり見にくい表だが合計の女子の欄を上から見ていくと、明治29年3月に3名いた女子は、明治30年3月を最後に姿を消す。これは先の入学書類の記載から女子が消える時期とだいたい符合する。

最後の女子生徒

先の表をもう少し詳しく見ていこう。明治29年3月に在籍していた女子は絵画科3年生2名、工芸図案科4年生1名。それが年度が変わった5月には絵画科3年は1名に減る。工芸図案科の1名は進級して5年生になる。絵画科に残った1名はその年度の終盤である明治30年2月には出席せず、3月にはその籍も消える。工芸図案科の5年生1名は出席を続け明治30年3月までの出席が確認できる。5年生の3月まで在籍であるから卒業した可能性がある。明治30年3月の在籍者は男子3名女子1名。一方、『百年史』に載る明治30年工芸図案科卒業生は次のように記される。

図案科

朝山清 岡田権之助 西村房四郎 耕山コウ

両方の資料を突き合わせてみると、どうやらこの耕山コウこそが、京都市美術工芸学校最後の女子生徒にして戦前までで唯一の卒業生であると言えそうである。本学芸術資料館にはこの人物の卒業作品も所蔵されている¹⁸。

上村松園すら果たすことがなかった卒業をただ1人達成した女性、耕山コウ。今日この人物について知られていることはほとんどない。昭和26年(1951)に作成され

た『卒業生名簿』¹⁹によりその時点での存命は確認できるが詳細は調査中である。

明治の女子教育

明治の教育史にはいくつかの画期となる法令がある。明治5年(1872)に出された「学制²⁰」は全国を8つの大学区に分け、その中に32の中学区、さらにその中に210の小学区を置き、それぞれの学区に大学校、中学校、小学校を置くというものだった。未だ教育現場のあり方がよく見えていない時期に、理念的に学校制度を導入しようとしたものだった。この中で小学教育の規定には女子も入学すべきことが記され、中学以上には男女の規程はない。従って中学校にも少なからぬ女子が入学していた。

明治12年(1879)9月29日の「教育令²¹」は、全国一律の学区設置など実情に合わない点を、各地域の実情に合わせて行えるようにすることが主眼となっていた。しかし女子教育の視点からは、学制にはなかった次の条文が重みを持つ。

第四十二条 凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

学校の教育では学校以外、基本的に男子と女子の教場を一緒にしてはいけないという。

これにより中学校の女子生徒数は激減していく。文部省による「明治6年以降教区累年統計」²²によれば明治12年には全国で2748名いた中学の女子生徒は急速に減り、明治15年の84名を最後に姿を消す²³。これ以後、日本の普通中等教育は男女別学が標準となる。

画学校は小中学校のような普通教育の学校ではないため、必ずしもこの規定に縛られる必要はなかったが、この時期の男女共学の各種学校はいずれも女子がごく少数で、卒業も少なかったという²⁴。社会全体の男女別学の風潮の中、明治13年開校の京都府画学校の女子教育は、そのはじまりから逆風にさらされてスタートしたということになるだろう。開学以来、女子の生徒数が伸びないのはこの学校だけの問題ではなかったのである。

明治27年に実業教育費国庫補助法が施行され、京都市美術工芸学校全体が活気づいたが、女子の教育に力が入られることはついになかった。

まとめ

京都市美術工芸学校においては明治30年、耕山コウの卒業をもって女子はいなくなった。今回の調査は、戦前までの本学の女子教育が非常に寂しいものであったこと

表1 京都市美術工芸学校生徒数調査表 明治29年～31年

年号	西暦	月	学年	絵画科					彫刻科					工芸図案科				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
明治29年	1896	3	在籍生 男	17	9	8	6	4	2	1	3	0	0	5	1	3	4	4
			在籍生 女	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
			出席生 男	17	8	8	6	4	2	1	3	0	0	5	1	3	4	4
			出席生 女	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
明治29年	1896	5	在籍生 男	22	17	8	8	6	1	2	1	2	0	6	4	1	3	3
			在籍生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			出席生 男	22	13	6	8	6	1	2	1	2	0	6	4	1	1	3
			出席生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
明治29年	1896	6	在籍生 男	26	16	8	8	6	0	2	1	2	0	6	4	1	3	3
			在籍生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			出席生 男	26	13	5	8	6	0	2	1	1	0	6	4	0	1	3
			出席生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
明治29年	1896	7	在籍生 男	26	16	8	8	6	0	2	1	2	0	6	4	1	3	3
			在籍生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			出席生 男	24	12	5	8	6	0	2	1	2	0	6	4	0	1	3
			出席生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
明治29年	1896	8	在籍生 男	26	16	8	8	6	0	2	1	2	0	6	4	1	3	3
			在籍生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			出席生 男	13	11	5	7	4	0	2	1	1	0	4	3	1	2	2
			出席生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治29年	1896	9	在籍生 男	26	15	8	8	6	1	2	1	1	0	5	4	1	3	3
			在籍生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
			出席生 男	22	13	5	8	6	1	2	1	1	0	4	4	1	2	3
			出席生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
明治29年	1896	10	在籍生 男	27	15	8	8	6	1	2	1	1	0	5	4	1	3	3
			在籍生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			出席生 男	23	13	7	8	6	1	2	1	1	0	5	4	1	2	3
			出席生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治29年	1896	11	在籍生 男	29	15	8	8	6	0	2	1	1	0	5	4	1	3	3
			在籍生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			出席生 男	24	14	7	8	6	0	2	1	1	0	5	4	1	2	3
			出席生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
明治29年	1896	12	在籍生 男	29	15	8	8	6	0	2	1	1	0	5	4	1	3	3
			在籍生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			出席生 男	25	14	7	8	6	0	2	1	1	0	5	4	1	2	3
			出席生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
明治30年	1897	1	在籍生 男	28	16	8	8	6	1	2	1	1	0	5	4	1	3	3
			在籍生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			出席生 男	23	15	6	7	5	1	2	1	1	0	4	4	1	2	3
			出席生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
明治30年	1897	2	在籍生 男	31	16	8	8	6	1	2	1	1	0	5	4	1	3	3
			在籍生 女	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			出席生 男	25	14	7	8	5	1	2	1	1	0	4	4	1	2	3
			出席生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
明治30年	1897	3	在籍生 男	31	15	7	8	6	1	2	1	1	0	5	4	1	2	3
			在籍生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			出席生 男	25	15	7	7	6	1	2	1	1	0	5	4	1	2	3
			出席生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

漆工科					予備科		計	別科	京都府立京都学・歴史館 簿冊名	番号
1	2	3	4	5	1	2				
5	0	0	0	0	10	0	82		明治廿九年中市立学校一件	明/29/79
0	0	0	0	0	0	0	3		明治廿九年中市立学校一件	明/29/79
5	0	0	0	0	9	0	80		明治廿九年中市立学校一件	明/29/79
0	0	0	0	0	0	0	3		明治廿九年中市立学校一件	明/29/79
4	0	2	0	0	27	7	124	5	自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
0	0	0	0	0	0	0	2		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
4	2	0	0	0	27	7	116		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
0	0	0	0	0	0	0	2		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
3	2	0	0	0	27	5	123	8	自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
0	0	0	0	0	0	0	2		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
3	2	0	0	0	25	5	111		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
0	0	0	0	0	0	0	2		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
2	2	0	0	0	27	5	122	8	自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
0	0	0	0	0	0	0	2		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
2	2	0	0	0	26	5	109		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
0	0	0	0	0	0	0	2		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
2	2	0	0	0	27	5	122	8	自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
0	0	0	0	0	0	0	2		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
2	1	0	0	0	19	5	83		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
1	0	0	0	0	0	0	2		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
3	2	0	0	0	24	5	118	8	自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
0	0	0	0	0	0	0	2		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
3	2	0	0	0	23	5	106		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
0	0	0	0	0	0	0	2		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
4	2	0	0	0	24	6	121	8	三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	2		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
4	2	0	0	0	24	6	113		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	0		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
4	2	0	0	0	25	6	123	8	自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
0	0	0	0	0	0	0	2		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
4	2	0	0	0	24	6	114		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
0	0	0	0	0	0	0	2		自明治二十九年五月 至同年十二月 市立学校一件 学務係	明/29/80
4	2	0	0	0	25	6	123	8	三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	2		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
4	2	0	0	0	23	6	114		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	2		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
4	2	0	0	0	26	6	125	8	三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	2		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
4	2	0	0	0	23	6	110		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	2		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
4	2	0	0	0	26	8	130	8	三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	2		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
3	2	0	0	0	26	8	117		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	1		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
4	2	0	0	0	26	9	128	6	三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	1		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
3	2	0	0	0	24	9	118		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	1		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40

年号	西暦	月	学年	絵画科					彫刻科					工芸図案科					
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	
明治30年	1897	4	在籍生 男	22	25	15	8	7	2	0	2	1	1	4	3	4	1	2	
			在籍生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			出席生 男	19	23	13	8	7	2	0	2	1	1	4	3	4	0	1	
			出席生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治30年	1897	5	在籍生 男	26	27	15	8	6	3	0	2	1	1	4	3	4	1	2	
			在籍生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			出席生 男	22	26	14	6	6	2	0	2	1	1	4	3	4	1	2	
			出席生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治30年	1897	6	在籍生 男	23	27	15	8	6	2	0	2	1	1	4	3	4	1	2	
			在籍生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			出席生 男	20	27	12	6	5	2	0	2	1	0	4	3	4	1	2	
			出席生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治30年	1897	7	在籍生 男	22	27	15	8	6	2	0	2	1	1	4	3	4	1	2	
			在籍生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			出席生 男	18	25	13	8	6	2	0	2	1	0	3	3	4	1	2	
			出席生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治30年	1897	9	在籍生 男	23	27	15	8	6	2	0	2	1	1	4	3	4	1	2	
			在籍生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			出席生 男	22	26	14	8	6	2	0	2	1	0	3	3	4	1	2	
			出席生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治30年	1897	10	在籍生 男	24	27	15	8	6	2	0	2	1	1	6	3	4	1	2	
			在籍生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			出席生 男	24	26	14	6	6	2	0	2	0	0	5	3	4	0	2	
			出席生 女		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治30年	1897	12	在籍生 男	23	27	15	8	6	3	0	2	1	1	6	3	4	1	2	
			在籍生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			出席生 男	21	26	13	6	6	3	0	2	0	0	4	3	4	1	0	
			出席生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治31年	1898	6	在籍生 男	28	15	20	15	3	3	2	1	2	1	14	2	2	4	1	
			在籍生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			出席生 男	26	15	20	14	3	3	2	1	1	1	12	2	2	4	0	
			出席生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明治31年	1898	9	在籍生 男	28	15	19	15	3	3	2	1	2	1	13	1	1	4	1	
			在籍生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			出席生 男	22	12	18	14	3	3	2	0	1	1	12	1	1	4	0	
			出席生 女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 数字がない月は簿冊中に表が欠けているため

※ もとの表にはこのほか、出席数の合計と平均が記されているがここでは略した

※ 明治30年6月は原本に合計の計算ミスがあり、この表では修正した

漆工科					予備科		計	別科	京都府立京都学・歴史館 簿冊名	番号
1	2	3	4	5	1	2				
3	3	2	0	0	16	28	149	5	三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	0		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
3	3	2	0	0	13	26	135		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	0		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
4	3	2	0	0	16	27	155	5	三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	0		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
3	3	2	0	0	14	24	140		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	0		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
4	3	2	0	0	16	27	151	5	三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	0		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
3	3	2	0	0	15	25	137		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	0		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
4	2	2	0	0	16	27	149	5	三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	0		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
4	2	1	0	0	15	26	136		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	0		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
5	2	1	0	0	15	27	149	5	三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	0		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
4	1	1	0	0	13	24	137		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	0		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
4	2	1	0	0	16	27	152	5	三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	0		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
3	1	1	0	0	14	25	138		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
0	0	0	0	0	0	0	0		三十年一月中市立学校一件 学務掛	明/30/40
4	2	1	0	0	16	29	154	5	明治三十一年 市立学校一件 学務 京都府	明/31/49
0	0	0	0	0	0	0	0		明治三十一年 市立学校一件 学務 京都府	明/31/49
3	1	1	0	0	13	26	133		明治三十一年 市立学校一件 学務 京都府	明/31/49
0	0	0	0	0	0	0	0		明治三十一年 市立学校一件 学務 京都府	明/31/49
3	2	0	1	0	22	13	154	5	明治三十一年 市立学校一件 学務 京都府	明/31/49
0	0	0	0	0	0	0	0		明治三十一年 市立学校一件 学務 京都府	明/31/49
3	1	0	1	0	21	10	142		明治三十一年 市立学校一件 学務 京都府	明/31/49
0	0	0	0	0	0	0	0		明治三十一年 市立学校一件 学務 京都府	明/31/49
2	2	0	1	0	20	11	145	5	明治三十一年 市立学校一件 学務 京都府	明/31/49
0	0	0	0	0	0	0	0		明治三十一年 市立学校一件 学務 京都府	明/31/49
2	1	0	1	0	16	11	125		明治三十一年 市立学校一件 学務 京都府	明/31/49
0	0	0	0	0	0	0	0		明治三十一年 市立学校一件 学務 京都府	明/31/49

を改めて確認する形になった。ただ一方で、社会の男女別学の流れが開校当初からあったことを思えば20年近い共学期間はよく粘ったという印象もある。後発の東京美術学校は当初から男子校であるし、同じ京都市に明治29年に新設された京都市染織学校も開校時から男子限定だった。画学校、美術工芸学校も、もっと早くから男子限定にすることもできたはずである。それをあえてしなかった理由はよくわからない。この学校の教員だった日本画家は、学校以外に自身の塾を構えてそちらでも教育を行っていた。私塾においては女子も珍しくなく、展覧会で優れた成績を上げるものもいた。女性画家の可能性を知る教員たちが、学校の方にも含みを残しておきたいと考えた、というのが現時点で私の想像である。

註

- 1 上村松園『青眉抄』（新装版）三彩社1989年 原著は六合書院刊1943年
- 2 京都市立芸術大学ホームページ <https://www.kcu.ac.jp/profile/prize/order-2/> (2022.1.4 最終アクセス)
- 3 戦時中の昭和20年1月には、男子の不足からか女子の入学を認めるとした資料はある。『百年史』p.232
- 4 京都市立芸術大学百年史編纂委員会『百年史 京都市立芸術大学』京都市立芸術大学1981年3月1日
- 5 『百年史』pp.186-188
- 6 『百年史』p.188
- 7 松尾芳樹「京都府画学校の校則」『芸術資料館年報』27号 京都市立芸術大学芸術資料館2018年
- 8 『百年史』pp.125-141「京都画学校規則」（明治13年6月19日）、「改正・京都府画学校規則」（明治16年1月）、「府立学校規則付録・京都画学校規則」（明治16年7月18日）、「京都府画学校規則改正案」（明治18年）
- 9 注6 p.24

- 10 『百年史』p.141「女生着服 仕立 袴 マチナシ 染色茶用 服連」
- 11 『百年史』p.6
- 12 『百年史』p.142
- 13 『百年史』p.146
- 14 『百年史』p.222
- 15 『百年史』p.146
- 16 館古603-11469
- 17 発行年は印刷されていないが、これを入手した上野弥一郎が記したと見られる日付の墨書がある。歴彩館岡本隆明氏のご教示によると、当時上野は府会議員として府内のさまざまな学校の多くの式典に出席しており、この資料もその際の入手した可能性が高いという。
- 18 耕山細香《野叢寒鴉図》絹本着色1幅 資料番号200210001000
京都市立芸術大学編『図案聚英：卒業制作』京都書院1990年に図版収載
落款には「細香女」とあり、芸術資料館の登録名も耕山細香となっている。
- 19 『卒業生名簿：京都府畫學校，京都市立美術工藝學校，京都市立美術高等學校，京都市立繪畫專門學校，京都市立美術專門學校』京都府畫學校，京都市立美工・美高校，京都市立繪專・美專卒業生名簿發行所1951年7月
- 20 明治五年八月三日文部省布達第十三・十四号、文部省『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会1981年 Web版 https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317943.htm (2022.1.7)
- 21 明治十二年九月二十九日太政官布告第四十号、同書 https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317966.htm (2022.1.7)
- 22 同書 https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318190.htm (2022.1.7)
- 23 橋本紀子『男女共学制の史的硏究』大月書店1992年 p.38にも類似の表があるが数字がやや異なっている。橋本の表によると明治16年の7名が最後となる。
- 24 同書 pp.48-54